

厚生労働省、文部科学省との意見交換に係る質問事項  
(保育分野について)

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当事務局までご回答下さいますようお願い申し上げます。

「放課後子どもプラン」について

(1)平成 19 年度に開始された「放課後子どもプラン」は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業とされているが、自治体におけるこれまでの実施状況(運営委員会の設置、コーディネーターの配置、指導者研修の合同開催、箇所数の増減等)を教示願う。また、各事業が個別に実施されていた時と比較し、事業内容、人員配置等主な変更点を説明されたい。

(2)事業の実施主体である市町村からは、従来の両事業の対象児童の年齢や、保護者負担金、運営経費等の差異により、一体的運用である「放課後子どもプラン」に混乱が生じているとの意見もあるが、実態をどのように把握されているか。まだであれば、実態把握のための調査を行う予定があるか。ある場合はその時期、内容を示されたい。

(3)放課後児童クラブ(以下、学童保育)のニーズは増大しており、貴省調査によれば、学童保育の待機児童数は1万数千人規模に達するとのことだが、待機児童解消のための具体的な施策を説明されたい。

(4)「放課後子どもプラン」の推進により、学童保育サービスの質が低下するのではないかと懸念が一部の保護者等にあるが、質の維持、向上のための方策を教示願いたい。

(5)希望する学童保育に入れず、別の学童保育に通っている児童数の把握を自治体等による調査から、詳細に行っているか。また、今後行う予定があるか伺いたい。

(6) 本年度中に示されることとなっていた学童保育に関する指針を、既に策定され、都道府県に通知されたとのことだが、その内容を開示されたい。また、この指針により全国統一の最低基準が示されたものと了解するが、これまで自治体に任されていた実施内容に一定の基準を導入することの意義、必要性について説明されたい。

以上